

厚生常任委員会  
資料

令和4年12月1日（木）

福祉保健部

# 目 次

## 【 予算議案 】

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算案について（第6号） …… 3  
議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算案について（第7号）

## 【 特別議案 】

- 議案第18号 公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定につ  
いて …… 6

## 【 報告事項 】

- 損害賠償額を定めたことについて 別冊

## 【 その他報告事項 】

- I 宮崎県水道広域化推進プランの策定について ……20  
II 第2期みやざき子ども・子育て応援プランの中間見直しについて ……26  
III 新型コロナウイルス感染症の対応状況等について 別冊

## 【予算議案】

議案第 1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）  
 議案第23号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第7号）

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和4年度				補正後の額
		現計予算額	補正額			
				議案第1号	議案第23号	
一 般 会 計	福祉保健課	16,962,928	48,331	35,747	12,584	17,011,259
	指導監査・援護課	167,053	832	0	832	167,885
	医療政策課	5,529,487	1,443	0	1,443	5,530,930
	薬務対策課	2,173,224	619	0	619	2,173,843
	国民健康保険課	30,208,867	748	0	748	30,209,615
	長寿介護課	24,674,369	1,137	0	1,137	24,675,506
	障がい福祉課	17,146,927	17,697	14,084	3,613	17,164,624
	衛生管理課	2,205,168	3,502	987	2,515	2,208,670
	健康増進課	3,690,579	5,425	4,000	1,425	3,696,004
	感染症対策課	39,810,626	0	0	0	39,810,626
	こども政策課	18,880,125	639	0	639	18,880,764
	こども家庭課	6,149,908	4,531	0	4,531	6,154,439
	小計	167,599,261	84,904	54,818	30,086	167,684,165
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	116,458,392				116,458,392
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	299,676				299,676
	小計	116,758,068	0	0	0	116,758,068
福祉保健部 合計		284,357,329	84,904	54,818	30,086	284,442,233

## 11月補正歳出予算一覧(人件費)

### 【補正の内容】

人事委員会勧告に基づく職員の給与改定に伴う人件費の補正

(単位:千円)

\	補正前の額 (人件費)	11月補正額 (議案第23号)	補正後の額 (人件費)
福 祉 保 健 課	2,336,905	12,584	2,349,489
指 導 監 査 ・ 援 護 課	113,245	832	114,077
医 療 政 策 課	248,617	1,443	250,060
薬 務 対 策 課	40,792	619	41,411
国 民 健 康 保 険 課	87,189	748	87,937
長 寿 介 護 課	167,777	1,137	168,914
障 が い 福 祉 課	870,482	3,613	874,095
衛 生 管 理 課	662,628	2,515	665,143
健 康 増 進 課	295,241	1,425	296,666
こ ども 政 策 課	102,551	639	103,190
こ ども 家 庭 課	746,339	4,531	750,870
福 祉 保 健 部 合 計	5,671,766	30,086	5,701,852

※ この表の数値は、3ページの「歳出予算集計表(課別)」の内数である。

# 新臨床調査個人票等電子化推進事業

健康増進課

## 1 目的・背景

難病指定医等が作成する臨床調査個人票・意見書について、国において全国的にオンライン化に向けた取組が進められていることから、データ集約の効率化や事務負担の軽減等を目的とした電子化を推進する。

## 2 事業概要

難病指定医等が作成する臨床調査個人票・意見書のオンライン化を推進するため、オンライン化に対応するための業務システムの改修や支給認定事務等に必要な機能の導入等の設備整備を実施する医療機関に対して補助を行う。（補助率1/2以内。ただし、1医療機関当たりの補助額の上限は5万円。）

## 3 事業費

4,000千円

(財源内訳)

(千円)

国庫支出金	その他	一般財源
4,000	0	0

## 4 事業効果

臨床調査個人票・意見書のデータ登録に関するオンライン化を推進することで、難病指定医等及び都道府県の事務負担の軽減を図るとともに、臨床データの効率的な収集を行うことで患者に対するより良質かつ適切な医療の提供に資する。

# 【特別議案】

## 議案第18号

### 公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定について

医療政策課

#### 1 策定の理由

地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学(以下「法人」という。)が達成すべき業務運営に関する目標を定め、法人に指示するものである。

#### 2 目標の概要

##### (1) 期間

令和5年度～令和10年度(6年間)

##### (2) 策定の基本的な考え方

第1期の基本的な方向性は維持しつつ、法人のこれまでの実績及びそれに対する宮崎県地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価等を踏まえ策定する。

##### (3) 主な内容

- ①大学の教育研究等の質の向上に関する目標
- ②業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ③財務内容の改善に関する目標
- ④自己点検・評価及び情報の提供に関する目標
- ⑤その他業務運営に関する重要目標

#### 3 第1期からの主な変更点

- ・第2期に重点的に取り組む目標として、「重点目標」を明示
- ・県内就職率50%を確実に達成するため、県や医療機関との連携・協力
- ・卒業生に対するUターン支援の推進 等

#### 4 パブリックコメントの結果

別紙のとおり

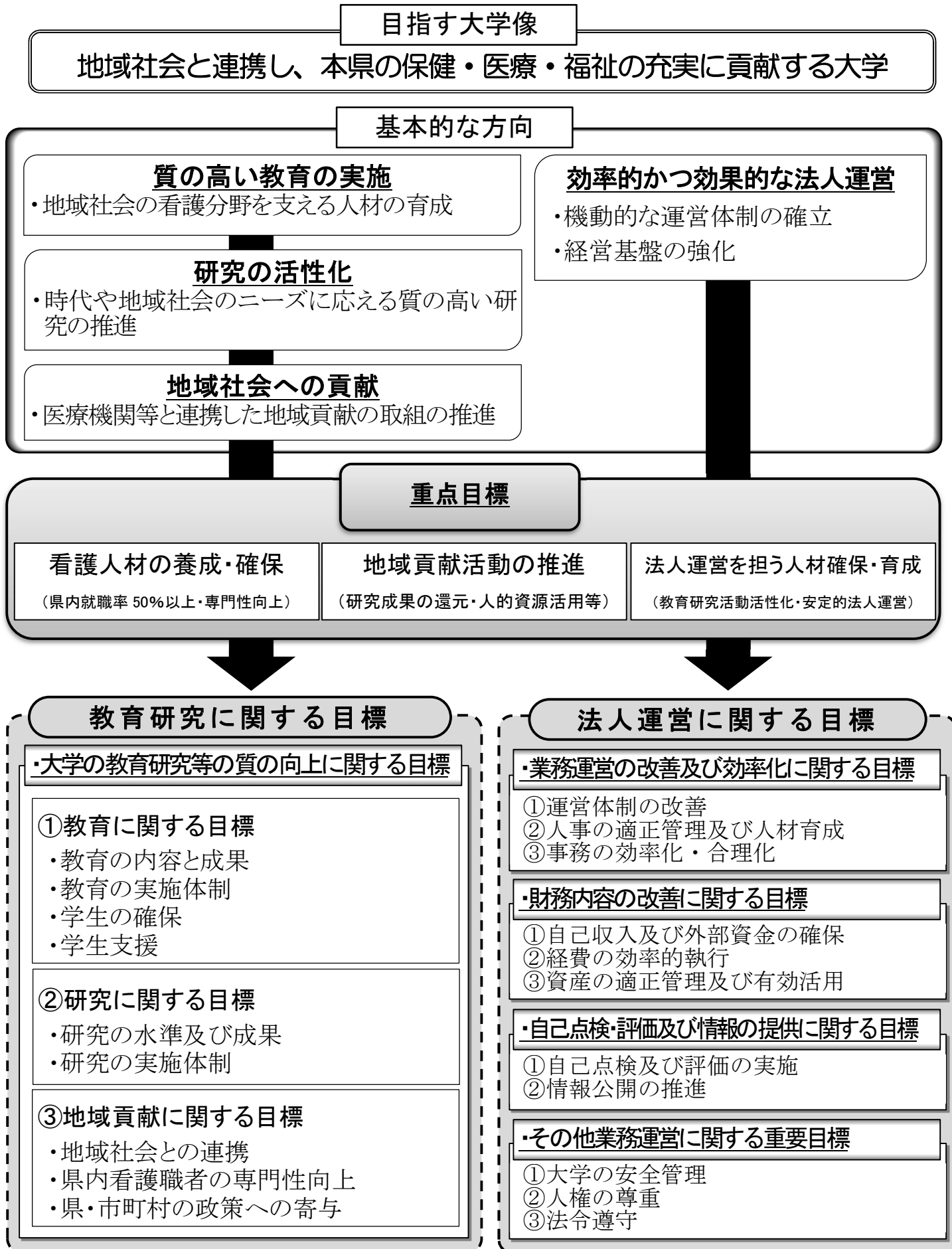
#### 5 これまでの経緯

令和4年	6月	中期目標(素案)の作成、法人の意見聴取 常任委員会で概要説明
	7月～	評価委員会の意見聴取
	9月	常任委員会で中期目標(素案)の説明
	10月	中期目標(素案)に係るパブリックコメントの実施
	11月	中期目標(案)に係る議案を県議会へ上程

#### 6 今後のスケジュール(予定)

	12月～	議案議決後、中期目標を法人へ指示 法人において中期計画策定(法人→県)
令和5年	2月	中期計画に係る評価委員会の意見聴取
	3月	中期計画認可(県→法人)

# 公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標（案）の概念図



## パブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 令和4年9月16日から令和4年10月16日まで  
 2 意見総数 3件（2団体）  
 3 御意見の内容及び県の考え方

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p><b>【第2の2 数値目標について】</b></p> <p>数値目標の目標値が低いという第1印象を受けた。          しかし、実績は平均44.5%であり、妥当な数値目標なのかもしれない。軽々には言えないが、より高い数値目標を掲げられても良いのではないかと感じた。</p>	<p>県立看護大学の過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）の県内就職率は、41.1%、34.4%、37.0%、57.5%、52.3%と推移し、令和2年度及び令和3年度は数値目標である50%以上を達成しました。</p> <p>しかしながら、直近の2年は新型コロナの影響により、県内就職を選択した学生もいと大学から聞いており、それが県内就職率上昇の理由のひとつとなっていると考えています。</p> <p>そこで第2期においては、確実に50%以上が達成できるよう、大学の努力はもちろんのこと、県や医療機関などと連携・協力し、多くの卒業生が県内に就職するよう、取り組みたいと考えています。</p>
2	<p><b>【第3の1（3）教育に関する目標（学生の確保）について】</b></p> <p>本県の医師不足と同様に周縁部地域では看護師不足もあるのではないかと推測する。          私立の看護系専門学校は卒業後、指定病院（指定地域）で数年就労すれば返済不要の奨学金制度を多くが備えている。          市町村または病院機構が出資母体となりそのような制度を整えば、学生にも周縁部地域にもメリットとなるのではないかと考えた。</p>	<p>県では看護師確保が比較的困難な中小規模（病床数200床未満）の県内の医療機関等への就業を目指す学生を支援するため、「宮崎県看護師等修学資金」を運用しています。</p> <p>この修学資金は、貸与を受けた学生が、卒業後5年間上記施設に就業した場合、返還免除が受けられる制度です。</p> <p>この他にも、地域の医療機関によっては独自の奨学金制度を運用しているところもありますので、今後とも「宮崎県看護師等修学資金」と併せて県立看護大学の学生へ周知を図って参ります。</p>
3	<p><b>【第3の3 地域貢献に関する目標について】</b></p> <p>教育・研究成果が、県内の医療・看護研究者や医療・看護職者に還元されようとしていることが感じられ好ましく存じます。          宮崎公立大学では、その教育・研究成果を研究者のみならず一般市民にも開放・提供すべく、数多くの公開講座（市民講座）を開講しておられます。          貴学におかれましては、取り扱う学問の特性や専門性から、還元すべき対象が研究者や医療職者に限られるという事情もあろうかと拝察いたしますが、県民の貴学に対する親近感や期待に鑑み、一般の人々を対象とした、心身の健康に資する情報等の提供の場が貴学によってもたらされるとよろしいかと存じますので、このことを要望致します。</p>	<p>県立看護大学では、大学が持つ研究成果や人的資源を地域に還元するため、様々な地域貢献活動に取り組んでおり、活動の一つに毎年県民を対象とした公開講座を開講しています。</p> <p>令和4年度は、病気に対する予防的な知識や生活習慣を整える内容の講座を開講し、大学の教員が開発した運動プログラムの「いきいき健康（けんこう）体操」を参加者に実践していただきました。</p> <p>また、教員が地域へ出向いて身近な健康問題等をテーマに講演を行う「出前講座」にも毎年取り組んでいます。</p> <p>地域貢献活動は、第2期においても大学の重要な活動の一つと考えていますので、今後とも、多くの県民の方々に参加していただけるよう、大学と連携し、様々な機会を通じて周知を図って参ります。</p>



## 公立大学法人宮崎県立看護大学 第1期中期目標・第2期中期目標（案）対照表

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>第1 はじめに</b></p> <p><u>宮崎県立看護大学（以下「看護大学」という。）は、開学以来、質の高い看護職者を育成するなど、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。</u></p> <p><u>しかしながら、少子高齢化の進行等により、大学を取り巻く環境や、大学に求められる役割が大きく変化する中、地域に根ざす大学として、将来にわたって県民の期待に応えるためには、新たな課題や様々な状況の変化等に適時・的確に対応していく必要がある。</u></p> <p><u>そこで、宮崎県では、看護大学が自らの責任と判断により効率的で効果的な大学運営を行い、魅力ある大学へと改革することができるよう地方独立行政法人制度を活用することとし、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指し、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）を設立した。</u></p> <p><u>理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な大学運営・大学改革に取り組み、目指す大学像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のおり中期目標を定め、法人に指示する。</u></p>	<p><b>第1 はじめに</b></p> <p><u>宮崎県立看護大学は、平成9年に開学し、平成29年度からは、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）として、大学像である「地域社会と連携し、本県の保健・医療・福祉の充実に貢献する大学」の実現を目指している。</u></p> <p><u>法人設立後、第1期の中期目標及び中期計画の達成に向け、理事長及び学長のリーダーシップの下、様々な点を改善しながら、法人運営に取り組み、本県の保健、医療、福祉の向上に大きく貢献してきた。</u></p> <p><u>本県においては、急速な高齢化や新たな感染症への対応、さらには特定行為をはじめとする専門性の高い看護職員の育成など、医療の現場を支える人材の確保と資質の向上が急務となっている。こうした本県の保健・医療・福祉に関する様々な課題に対し、地域に根ざす大学として県民の期待に応えていく必要がある。</u></p> <p><u>そこで、理事長及び学長のリーダーシップの下、法人が自主的・自律的な運営・改革に取り組み、目指す大学像の実現を図るため、宮崎県は必要な支援に努めるとともに、次のおり重点目標を定め、それを含む第2期中期目標を法人に指示する。</u></p>	<p>第1期の法人の取組や、現在の社会情勢を踏まえて第2期に大学に期待される内容へ修正する。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
	<p><u>（重点目標）</u></p> <p><u>1 学生の県内就職率の向上及び県内の看護職員の専門性向上を図るための取組を推進し、県内の看護人材の養成・確保を図る。</u></p> <p><u>2 大学が持つ研究成果の還元や人的資源の活用等による地域貢献活動を推進する。</u></p> <p><u>3 教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、優秀な人材の確保・育成を図る。</u></p>	<p>第1期の課題への対応や今後さらに推進すべき目標として、法人にしっかり示すため、重点目標を定める。</p>
<p><b>&lt;基本的な方向&gt;</b></p> <p><b>1 質の高い教育の実施</b> 看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて自律的に判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。</p> <p><b>2 研究の活性化</b> 時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。</p> <p><b>3 地域社会への貢献</b> 医療機関や他大学、県等と連携して、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。</p> <p><b>4 効率的かつ効果的な法人運営</b> 社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。</p>	<p><b>&lt;基本的な方向&gt;</b></p> <p><b>1 質の高い教育の実施</b> 看護の対象である人間を総合的に理解する能力や豊かな人間性、科学的根拠に基づいて自律的に判断し実践できる能力を身に付け、地域社会の看護分野を支える人材を育成する。</p> <p><b>2 研究の活性化</b> 時代や地域社会のニーズに応える質の高い研究に積極的に取り組み、研究水準の向上を図る。</p> <p><b>3 地域社会への貢献</b> 医療機関や他大学、県等と連携して、研究の成果等を地域社会に還元する等、地域貢献の取組を積極的に推進する。</p> <p><b>4 効率的かつ効果的な法人運営</b> 社会の変化に機動的に対応できる運営体制を確立するとともに、経営基盤の強化を図る。</p>	

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>第2 中期目標の期間等</b></p> <p><b>1 中期目標の期間</b> 平成29年4月1日から平成35年3月31日まで</p>	<p><b>第2 中期目標の期間等</b></p> <p><b>1 中期目標の期間</b> 令和5年4月1日から令和11年3月31日まで</p>	
<p><b>2 数値目標</b> 県内就職率（学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合）を<u>50%以上とする。</u></p> <p>※平成25～27年度の県内就職率の平均は40.8%</p>	<p><b>2 数値目標</b> <u>県及び医療機関と連携及び協力し、</u>県内就職率（学部卒業生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合をいう。第3の1（4）ア③において同じ。）<u>50%以上を達成する。</u></p> <p>※平成29年度～令和3年度の県内就職率の平均は44.5%</p>	<p>大学の努力はもちろんのこと、県及び就職先となる医療機関と連携・協力し、県内就職率の目標達成に向けて取り組む。</p>
<p><b>3 教育研究上の基本組織</b> この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、<u>看護研究・研修センター、附属図書館及び別科助産専攻を置く。</u></p>	<p><b>3 教育研究上の基本組織</b> この中期目標を達成するため、教育研究上の基本組織として、看護学部看護学科、大学院看護学研究科、<u>別科助産専攻、看護研究・研修センター及び附属図書館を置く。</u></p>	<p>組織の記載順を建制順に入れ替える。</p>
<p><b>第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b> <b>(1)教育の内容</b></p>	<p><b>第3 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b> <b>(1)教育の内容と成果</b></p>	<p>目標の内容が教育内容だけでなく、人材育成（成果）につながる内容となっているため修正する。</p>
<p>ア 学部</p> <p>① <u>看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、看護職者としての自覚と誇りを持った人材を育成する。</u></p> <p>② <u>看護職者として、科学的根拠に基づく優れた状況対応能力と、高度な実践力を身に付けた人材を育成する。</u></p> <p>③ <u>保健医療福祉活動に関心を持ち、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。</u></p>	<p>ア 学部</p> <p>① <u>看護の対象である人間を総合的に理解する能力と豊かな人間性を養い、科学的根拠に基づく優れた状況対応能力と、高度な実践力を身に付け、県民の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。</u></p>	<p>第1期目標の①～③は相互に関連するものであるため、イの大学院やウの別科の目標と同様に一つにまとめる。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
イ 大学院 ① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。	イ 大学院 ① 地域に根ざした看護の質的向上を目指して、看護学としての専門性を追究し、人々の健康支援に有用な活動を展開し得る看護実践者・看護学教育者・看護研究者を育成する。	
ウ 別科 ① 生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。	ウ 別科 ① 生命の尊厳を基盤とした豊かな人間性、多職種と連携・協働できる協調性及び深く高度な専門的知識・技術を修得し、県民の母子保健・医療・福祉に貢献できる実践力を持つ助産師を育成する。	
	<b><u>(2)教育の実施体制</u></b> ① 教育組織及び教育環境を充実・強化する。 ② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。	「(1) 教育の内容」と関連する内容であるため、「(3) 教育の実施体制」と「(2) 学生の確保」の順番を入れ替える。
<b><u>(2)学生の確保</u></b> ア 学部 ① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（看護大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学者受入方針）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。 ② <u>優秀な県内からの受験者の増加を目指し、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</u>	<b><u>(3)学生の確保</u></b> ア 学部 ① 優秀な学生や目的意識の明確な学生を確保するため、アドミッション・ポリシー（大学が求める学生像及び学生の選抜基準を示した入学者受入方針をいう。以下同じ。）や教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。 ② <u>本県の看護職者として活躍したいという意欲的な学生を確保するため、県内高等学校等との連携を図るとともに、現行の募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</u>	少子化の影響により年々全国の受験者数が減少している状況を踏まえ修正する。

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p>イ 大学院</p> <p>① <u>実践経験を経て、高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。</u></p> <p>② 優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p> <p>③ <u>リカレント教育の場として、社会人学生が就学しやすい環境の整備に取り組む。</u></p>	<p>イ 大学院</p> <p>① 高度な専門知識の修得意欲や課題認識を持つ学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、効果的な情報発信を行う。</p> <p>② 優れた看護実践能力を持つ多様な人材を確保するため、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>保健師課程を大学院化したことにより、社会人経験のない学部卒業生が入学する場合があるため一部削除する。</p> <p>就学しやすい環境の整備については「学生支援」の目標に記載するため削除する。</p>
<p>ウ 別科</p> <p>① 県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p> <p>② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 県内に助産師として就職する意思を有する優秀な学生を確保するため、アドミッション・ポリシーや教育内容を的確に伝えられるよう、広く情報発信を行う。</p> <p>② 県内の医療機関の助産師に対するニーズを踏まえ、募集定員や入試制度の検証を行い、選抜方法の継続的な検討と改善を図る。</p>	
<p><b>(3)教育の実施体制</b></p> <p>① 教育組織及び教育環境を充実・強化する。</p> <p>② 教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。</p>		<p>「(1) 教育の内容」と関連する内容であるため、「(3) 教育の実施体制」と「(2) 学生の確保」の順番を入れ替える。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>(4) 学生支援</b> ア 学部</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ <u>県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</u></p>	<p><b>(4) 学生支援</b> ア 学部</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ <u>県及び医療機関と連携及び協力し、県内就職率50%以上を達成するため、学生に対する支援に重点的に取り組むとともに、卒業生に対するUターン支援を推進する。</u></p>	<p>評価委員会の評価等で、課題とされた安定的な県内就職率の目標達成や、Uターン支援に対応するため修正する。</p>
<p>イ 大学院</p> <p>① <u>社会人学生に対しては、学修と就業が両立できるよう支援する。</u></p> <p>② <u>修了生が高度な専門性を備えた看護職者として更なる質の向上を図ることができるよう修了後の支援を行う。</u></p>	<p>イ 大学院</p> <p>① <u>学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</u></p> <p>② <u>学生がより良い進路を実現でき、県内就職にもつながるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</u></p> <p>③ <u>修了生が高度な看護学の創造性・専門性を備え、それらを発揮できるよう修了後も支援する。</u></p>	<p>保健師課程を大学院化したことにより、社会人学生だけでなく学部卒業生も入学するため、学部や別科と同様の学生支援に関する目標を定める。</p> <p>目標の内容がイメージしやすいようにするため修正する。</p>
<p>ウ 別科</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ 県内就職率の向上を図るため、学生や卒業生に対する支援に重点的に取り組む。</p>	<p>ウ 別科</p> <p>① 学生が学修に専念し充実した学生生活を送ることができるよう環境を整え、人間的成長を促すための支援を充実・強化する。</p> <p>② 学生がより良い進路を実現できるよう、キャリア教育や就職相談支援体制の充実を図る。</p> <p>③ <u>県内就職率（別科修了生で就職した者のうち県内医療機関等に就職した者の割合をいう。）の向上を図るため、学生や修了生に対する支援に重点的に取り組む。</u></p>	

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究の水準及び成果</b></p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。</p> <p>② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。</p>	<p><b>2 研究に関する目標</b></p> <p><b>(1) 研究の水準及び成果</b></p> <p>① 研究水準の向上を図り、質の高い研究を行うとともに、地域社会のニーズが高い実践的な研究に積極的に取り組む。</p> <p>② 科学研究費助成事業や、県、市町村、医療機関等との共同研究等に積極的に取り組む。</p> <p>③ 研究活動や成果に関する情報を積極的に発信し、地域社会に還元する。</p>	
<p><b>(2) 研究の実施体制</b></p> <p>① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。</p> <p>② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p> <p>③ <u>科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、全学的な支援を行う。</u></p>	<p><b>(2) 研究の実施体制</b></p> <p>① 効果的かつ適正な研究活動を行うため、予算や人員等の研究資源を適切に配置し、研究組織及び研究環境を充実・強化する。</p> <p>② 研究における公正性の確保や対象者の尊厳及び人権を守るため、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p>	<p>第5-1-②に同内容の目標が設定されているため削除する。</p>

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>3 地域貢献に関する目標</b></p> <p><b>(1) 地域社会との連携</b></p> <p>① 県内の大学や自治体、関係機関等と<u>連携し、地域のニーズに応じた教育研究活動を推進する。</u></p>	<p><b>3 地域貢献に関する目標</b></p> <p><b>(1) 地域社会との連携</b></p> <p>① 県内の大学や自治体、関係機関等と<u>連携した教育・研究・地域貢献活動を実施し、研究成果の還元や人的資源の活用を図る。</u></p>	<p>これまで、保健師や訪問看護師等に対する教育プログラムの開発や感染管理分野に関する研究・地域貢献活動等により、研究成果の還元や人的資源活用を図ってきた。第2期においても地域貢献活動は地域に根ざす大学としてしっかりと取り組む必要があるため修正する。</p>
<p>② 医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、県内の看護職者の<u>資質向上</u>の取組を推進する。</p>	<p><b>(2) 県内看護職者の専門性向上</b></p> <p>① <u>県内医療機関や看護職者等のニーズを踏まえ、リカレント教育の場として、看護職者の専門性向上</u>の取組を推進する。</p>	<p>認定看護師等の育成、訪問看護師・保健師の育成プログラムの開発等、県内看護職者に対するリカレント教育（学び直し）の機会を提供し、その専門性を高める役割を担うよう修正する。</p>
<p><b>(2) 県の政策との連携</b></p> <p>① 公共性・公益性を有する県立の「知の拠点」として、県の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、<u>県と連携して看護政策を推進する。</u></p>	<p><b>(3) 県・市町村の政策への寄与</b></p> <p>① 公共性・公益性を有する県立の「知の拠点」として、<u>県・市町村の政策課題に対応した教育研究活動を実施するなど、保健・医療・福祉分野に関する県・市町村の政策へ寄与する。</u></p>	<p>審議会の委員など、県だけでなく、市町村の政策へも教員が関わっていることから市町村も含めた内容へ修正する。また、貢献することを意味する「寄与」へ修正する。</p>



第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p><b>1 運営体制の改善に関する目標</b></p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となって効率的かつ効果的な大学運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、<u>法人移行後も引き続き適正な運営を行う。</u></p>	<p><b>第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標</b></p> <p><b>1 運営体制の改善に関する目標</b></p> <p>① 理事長及び学長のリーダーシップの下、意思決定の迅速化を図り、教員及び事務局職員が一体となって効率的かつ効果的な法人運営を行う。</p> <p>② 大学に関し広くかつ高い識見を有する者等の意見を積極的に取り入れ、多様な観点を踏まえた運営を行う。</p> <p>③ 法令に基づく監査に加え、日常的な業務チェック体制を充実・強化し、適正な運営を行う。</p>	<p>法人移行しているため一部削除する。</p>
<p><b>2 人事の適正管理に関する目標</b></p> <p>① 教育研究活動の活性化を図るため、優秀な人材の確保に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</p> <p>② <u>教員の教育・研究能力や業績を公平かつ客観的に評価し、その結果を活用して教育の質の改善・向上を図る。(再掲)</u></p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p>	<p><b>2 人事の適正管理及び人材育成に関する目標</b></p> <p>① <u>教育研究活動の活性化及び将来にわたる安定的な法人運営を目指して、優秀な人材の確保と育成に努めるとともに、適正な人事管理を行う。</u></p> <p>② <u>教育研究活動の質の向上を図るため、学内・学外の研修の実施、それらへの参加などの取組を推進する。</u></p> <p>③ 事務局職員の能力や業績を公平かつ客観的に評価し、業務の能率向上を図る。</p>	<p>開学から25年が経過。次の四半世紀も優秀な看護職員を輩出し、地域に必要とされる大学であり続けるためには、人材確保だけでなく、将来を見据えた学内での人材育成も必要であるため修正する。</p> <p>「教育の実施体制」②の目標の再掲であるため削除する。</p>
<p><b>3 事務の効率化・合理化に関する目標</b></p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	<p><b>3 事務の効率化・合理化に関する目標</b></p> <p>① 事務処理方法や事務組織の見直し等により、事務の効率化・合理化を推進する。</p>	

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>第5 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</b></p> <p>① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。</p> <p>② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を構築する。</p> <p><b>2 経費の効率的執行に関する目標</b></p> <p>① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。</p> <p><b>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標</b></p> <p>① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。</p> <p>② 資金は安全かつ効率的に管理する。</p>	<p><b>第5 財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 自己収入及び外部資金の確保に関する目標</b></p> <p>① 安定した経営基盤を確立するため、授業料等の学生納付金及びその他の自己収入の確保に努める。</p> <p>② 科学研究費助成事業等の外部資金を積極的に獲得するため、教員の研究意欲が向上する仕組みや全学的な支援体制を整備する。</p> <p><b>2 経費の効率的執行に関する目標</b></p> <p>① 職員のコスト意識を高めるとともに、予算を効率的に執行し、経費の節減に努める。</p> <p><b>3 資産の適正管理及び有効活用に関する目標</b></p> <p>① 施設・設備等は適正に管理し、有効活用を図る。</p> <p>② 資金は安全かつ効率的に管理する。</p>	<p>新たに作る必要があったため第1期は「構築」としていたが、第2期は備える必要があることから「整備」へ修正する。</p>
<p><b>第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 自己点検及び評価の実施に関する目標</b></p> <p>① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。</p> <p>② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。</p> <p><b>2 情報公開の推進に関する目標</b></p> <p>① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。</p>	<p><b>第6 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標</b></p> <p><b>1 自己点検及び評価の実施に関する目標</b></p> <p>① 大学の教育研究活動や法人の業務運営について、自己点検や外部評価を行い、継続的な改善に努める。</p> <p>② 自己点検や外部評価の結果は積極的に公表する。</p> <p><b>2 情報公開の推進に関する目標</b></p> <p>① 透明性が高く開かれた大学運営を行うため、法人の業務に関する情報等を積極的に公開するとともに、大学の教育研究活動等の情報や成果について広く情報発信する。</p>	

第1期中期目標	第2期中期目標（案）	修正理由
<p><b>第7 その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 大学の安全管理に関する目標</b></p> <p>① 安全・安心な教育研究環境を確保するため、危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。</p> <p>② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p><b>2 人権の尊重に関する目標</b></p> <p>① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないように、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。</p> <p><b>3 法令遵守に関する目標</b></p> <p>① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。</p>	<p><b>第7 その他業務運営に関する重要目標</b></p> <p><b>1 大学の安全管理に関する目標</b></p> <p>① 安全・安心な教育研究環境を確保するとともに、<u>地域貢献を踏まえた危機管理体制及び安全衛生管理体制を強化する。</u></p> <p>② 情報管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を推進する。</p> <p><b>2 人権の尊重に関する目標</b></p> <p>① 人権が侵害され、良好な教育研究環境が損なわれることがないように、学生及び職員の人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等を防止するための制度・体制を整備する。</p> <p><b>3 法令遵守に関する目標</b></p> <p>① 学生や職員の法令遵守を徹底し、法令等に基づく教育研究活動・大学運営を行う。</p>	<p>宮崎市の指定避難所として、災害時に学生や地域住民に貢献できる体制づくりを進めるために修正する。</p>

## 【その他報告事項】

# 宮崎県水道広域化推進プランの策定について

衛生管理課

### 1 策定の目的

水道事業の経営環境は、人口減少による収益性の低下や施設の耐震化・老朽化等の更新需要の増大等に伴い、厳しさを増していく状況にある。

このような状況に対応するため、国は水道の基盤強化を目的として水道法を平成30年12月に改正し、その中で、県は市町村の区域を超えた広域的な水道事業の連携等を推進する施策の策定とその実施に努めることとなった。

それに伴い平成31年1月25日付けで発出された、総務省と厚生労働省との連名通知（「水道広域化推進プラン」の策定について）に基づき宮崎県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するものである。

### 2 プランの趣旨

市町村等の水道事業の持続的な運営を図るため、市町村等における広域化の取組を推進し、事業の経営基盤強化を図る必要があることから、県として広域的な視点から市町村等の区域を超えた実現性のある方策を提案するものである。

### 3 プランの構成

- (1) 策定の目的
- (2) 現状と将来見通し
- (3) 広域化のシミュレーションと効果
- (4) 今後の広域化に係る推進方針等

### 4 これまでの経緯

令和元年度～2年度	宮崎県水道ビジョンの策定 市町村等水道事業者に対しプラン策定の説明 プラン策定に係る情報収集
令和3年度	プラン策定に必要な現状把握等の調査を実施
令和4年 5月	市町村等水道事業所管課長会議
6月	常任委員会に報告（概要）
7月	圏域別会議（3箇所）
8月～10月	プラン素案の作成
10月	市町村等水道事業所管課長会議

### 5 今後のスケジュール

令和4年12月	常任委員会に報告（プラン素案） パブリックコメントの実施
令和5年 3月	常任委員会に報告（プラン案） プラン策定

# 宮崎県水道広域化推進プラン素案の概要図

## 1 策定の目的

水道事業を取り巻く経営環境は、急速に進む人口減少や水道施設・管路の老朽化、多発する災害への対策などにより厳しさを増しており、水道事業を担う職員の不足も深刻な状況となっています。

令和元年度に策定した宮崎県水道ビジョンに基づき、市町村の枠を超えた広域連携を推進していくための指針となるものです。

## 2 現状と将来見通し

- ・ 給水人口 : 2070年度約60万人(2018年度比約42%減)
- ・ 一日最大給水量 : 2070年度約26万m<sup>3</sup>/日( " 約41%減)
- ・ 耐震化状況 : 導水管・配水本管30%以下  
送水管40%以下
- ・ 給水収益 : 2070年度約105億円  
(2020年度比約70億円の減収)

- ・ 人口減少により給水収益は減少
- ・ ベテラン職員の退職や人事異動等により技術の継承が困難となり技術力の低下
- ・ 施設の老朽化に伴い施設の更新需要が増大

広域化による経営基盤の強化が必要

## 3 広域化のシミュレーションと効果

県を3圏域に区分し、広域化の類型のうち、「事務の広域的処理」で以下のシミュレーションを実施

- |            |                |
|------------|----------------|
| ①窓口業務(△)   | ⑧財務会計システム(△)   |
| ②検針業務(△)   | ⑨料金管理システム(-)   |
| ③保守点検業務(△) | ⑩固定資産管理システム(△) |
| ④運転監視業務(△) | ⑪施設台帳システム(O)   |
| ⑤水質試験業務(△) | ⑫設計業務委託(x)     |
| ⑥警備業務(△)   | ⑬資材の共同化(△)     |
| ⑦清掃業務(△)   | ⑭協力体制の構築(-)    |

○ : 効果有り △効果有り(条件付) × : 効果なし - : 未実施

## 4 今後の広域化に係る推進方針等

シミュレーション結果を踏まえ

- ・ 「優先プラン」として  
②③⑦⑭の導入を提案
- ・ 「継続推進プラン」として  
他の項目についても協議を継続

## 県と水道事業者との取り組み

- ・ 県主催の会議で広域連携に係る検討を継続
- ・ 検討グループにおいて、取組内容及びスケジュールを作成
- ・ 広域連携事例の情報提供等により他の水道事業者への横展開を支援

3圏域で広域連携に取り組んでいく

# 宮崎県水道広域化推進プラン素案の概要

## 1. 策定の目的

### (1) 【策定の背景】

水道事業を取り巻く経営環境は、急速に進む人口減少や水道施設・管路の老朽化、多発する災害への対策などにより厳しさを増しており、水道事業を担う職員の不足も深刻な状況となっています。

### (2) 【本県の取組とプランの目的】

宮崎県では、将来にわたって県内の水道事業が持続・発展していくことを目的として市町村と連携して水道行政を推進していく立場から、令和2年3月に、県の水道事業の指針となる「宮崎県水道ビジョン」を策定。水道事業の経営基盤を強化し、持続的な経営を確保するための広域連携推進方針として策定しました。

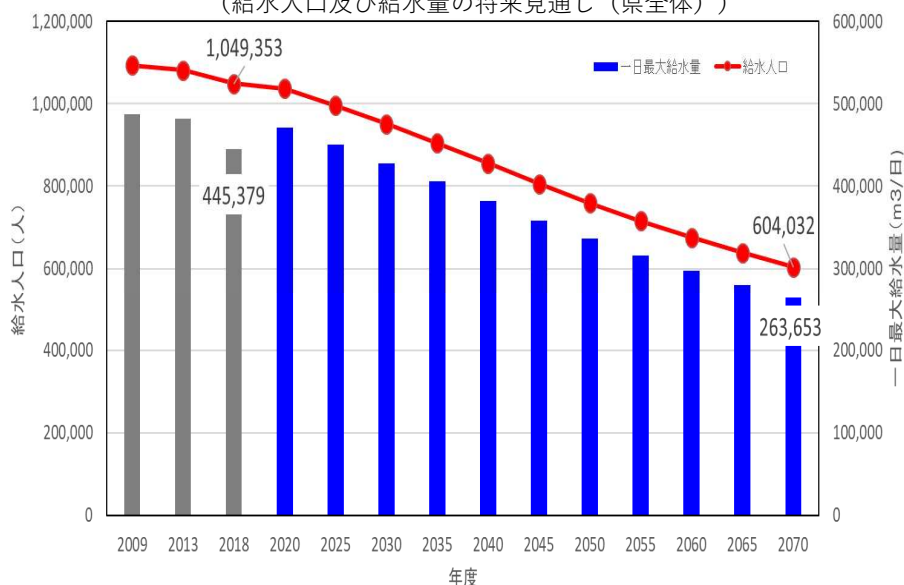
### (3) 【プランの位置づけ】

総務省と厚生労働省との連名通知を受け、宮崎県水道ビジョンに示した「発展的広域化の推進」に基づき、市町村の枠を超えた広域連携を推進していくための指針となる「宮崎県水道広域化推進プラン」を策定するものです。

## 2. 現状と将来見通し

	現状、将来見通し	経営上の課題
① 自然・社会的条件	県全体の水需要は、2018年度には給水人口約105万人、一日最大給水量約45万m <sup>3</sup> /日でしたが、52年後の2070年度には、給水人口 約60万人（42%減）、一日最大給水量約26万m <sup>3</sup> /日（41%減）とそれぞれ大きく減少する試算です。 (左下図)	現在、人口減少に伴う水需要の減少や水源環境の悪化、水源水量の低下や水質の悪化などの問題を約半数の事業体が抱えています。 将来の水需要は、今後50年間で約46%減少する見通しとなります。
② 水道事業のサービスの質	水源から給水栓に至る全ての段階において包括的な危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」の策定状況は、県内において11事業体が策定済（策定率29%）となっています。	安定した給水を継続して行うためには、老朽化した施設の更新や耐震化の促進を継続して実施する必要があります。 しかしながら、財政的な負担を理由として施設の更新や耐震化の進捗が遅れている問題を多数の事業体が抱えています。
③ 経営体制	小規模な事業体では、1名や2名の職員で事業運用を行っています。 検針業務は、多くの事業体が業務委託していますが、施設の運転管理や保全管理を委託している市町村は全体の半分程度、窓口業務や料金徴収、滞納整理に至っては全体の30%程度と少ない状況です。	業務量に対して職員数が少ないため、日々の業務が負担となっていたり、ベテラン職員の退職や人事異動などにより、技術の継承が困難となり技術力の低下や喪失などの問題を抱えています。
④ 施設等の状況	主な水源は表流水であり全体の約46%を占めており、続いて深井戸と浅井戸が共に19%となっています。 管路の耐震化状況は、事業体の状況により優先順位が異なるため、それぞればらつきがありますが、県全体で見れば、導水管と配水本管が30%以下であり、送水管も40%以下となっています。	人口の減少に伴う水需要の減少により、多くの事業体の施設利用率は低下する見通しとなります。 また、既存施設の老朽化や耐震化の遅れなどの問題を半数以上の事業体が抱えています。
⑤ 経営指標	近年の水道事業経営が厳しさを増している状況であることを反映して、今後、料金改定による値上げも想定されます。	人口の減少に伴う水需要の減少により、給水収益は減少する見通しです。 また、施設の老朽化に伴い施設の更新需要は増大することから、収入の減少および支出の増加が見込まれるため、多くの事業体において財源不足の問題を抱えています。

(給水人口及び給水量の将来見通し (県全体))



# 宮崎県水道広域化推進プラン素案の概要

## 3. 広域連携シミュレーションと効果

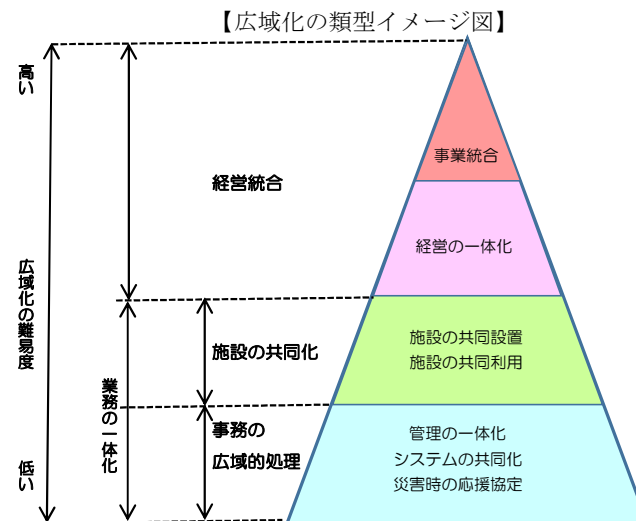
### (1) 【広域化パターンの設定】

広域連携の検討で使用している圏域は、令和2年3月に公表している「宮崎県水道ビジョン 第4章連携する圏域の設定」にて設定された圏域区分を使用し、中部圏域、県北圏域、県西圏域の3つの圏域とします。  
 なお、社会情勢の変化等によっては、状況に応じて柔軟に対応していきます。  
 それを踏まえ、右図（広域化の類型イメージ図）に示す広域化の類型について3圏域ごとに、広域化のシミュレーションを行います。



### (参考) 【広域化の類型】

広域化の類型として、難易度の高い順に、  
 ①経営統合  
 ②施設の共同化  
 ③事務の広域的処理  
 の3つがあります。  
 (右図)  
 県として比較的難易度が低く少しでも確実に広域化を進めていくため、③を主体としたシミュレーションを行います。



(シミュレーション効果算定項目一覧)

### (2) 【広域化のシミュレーション】

広域化の類型のうち、シミュレーション効果算定項目の一覧表を右図に示します(①~⑯)。  
 なお、経営の一体化や事業統合に関しては今回は可能性調査にとどめます(⑮、⑯)。

### (3) 【シミュレーション結果と効果の分析】

設定した方法によって、共同化が困難である⑨を除いた各項目のシミュレーションを実施した結果から、検討ケース①~⑭のうち、⑫を除いた多くの項目において、広域化による効果の可能性が確認できました(詳細別紙)。  
 ※ただし、一定の検討条件でシミュレーションしているため、導入する際には詳細な条件の確認及び他事業体での調整が必要です。

### (4) 【広域化に向けた課題】

#### ・導入優先項目の設定

比較的導入しやすい項目を優先項目として導入目的時期を設定したスケジュール作成が必要です。

#### ・広域化検討項目の継続的な導入検討の実施

広域化を継続して推進する目的から、各事業者間の調整会議等を定期的に行うことが必要です。

#### ・全ての事業体へのブロック会議参加の依頼

原則として県内全ての事業体に会議等への参加依頼が必要となります。

広域化の類型		効果算定項目	判定※
業務の一体化	管理の一体化	営業業務の共同化	①窓口業務 △ ②検針業務 △
		維持管理業務の共同化	③保守点検業務 △ ④運転監視業務 △ ⑤水質試験業務 △ ⑥警備業務 △ ⑦清掃業務 △
	システムの共同化	⑧財務会計システム △ ⑨料金管理システム - ⑩固定資産管理システム △ ⑪施設台帳システム ○	
	管理組織等への業務委託	⑫設計業務委託 ×	
経営統合	災害時の応援協定		⑬資材の共同化 △ ⑭協力体制の構築 -
	経営の一体化の可能性	⑮一部事務組合の創設	-
	事業統合の可能性	⑯事業統合の条件整理	-

※判定の凡例 ○：効果有り △：効果有り(条件付) ×：効果なし -：未実施

# 宮崎県水道広域化推進プラン素案の概要

## 4. 今後の広域化に係る推進方針等

(令和4年10月27日宮崎県水道広域化推進プラン作成市町村等会議で示した広域化シミュレーション項目別想定必要年数表)

### 【広域化の推進方針】

シミュレーションの結果と効果を踏まえ、広域化の目的と効果を浸透させる必要があるため、比較的難易度が低い項目を優先的に導入します。

#### (優先推進プラン)

②検針業務の共同委託、③保守点検業務の共同委託、⑦清掃業務の共同委託、⑭協力体制の構築

また、検討条件や現在の状況などの理由により導入難易度が高い項目についても、条件の精査や定性的メリットを考慮するなどの協議を行い、導入に向けたアプローチを継続して実施する方針とします。

#### (継続推進プラン)

##### ※初期投資不要

⑤水質試験業務の共同委託、⑥警備業務の共同委託、⑧⑩財務会計システムの共同化、⑪施設台帳システムの共同化

##### ※初期投資必要

①窓口業務の共同委託、④運転監視業務の共同委託、⑬資材等の共同化

検証項目	共同化		共同化条件	推進目標時期	必要年数(年) (※)	想定必要年数							
	方法	内容				事前対応	n	n+1	n+2	n+3	n+4	n+5	n+6
①窓口業務	共同委託	集約	議会説明 需要者周知	適宜	6		事前調整	事前調整	議会説明 市民説明	システム等 の設計	業者選定	実施準備期間	共同化開始
②検針業務	共同委託	効率化	関係者調整	早期	3		事前調整	業者選定	実施準備期間	共同化開始			
③保守点検業務	共同委託	効率化	関係者調整	早期	3		事前調整	業者選定	実施準備期間	共同化開始			
④運転監視業務	共同委託	集約	初期投資 更新時期	長期・適宜	5	クラウド化 データ構築	事前調整	事前調整	設計	工事	実施準備期間	共同化開始	
⑤水質試験業務	共同委託	一括発注	関係者合意 業者間調整	適宜	3		事前調整	業者選定	実施準備期間	共同化開始			
⑥警備業務	共同委託	一括発注	関係者合意 業者間調整	適宜	3		事前調整	業者選定	実施準備期間	共同化開始			
⑦清掃業務	共同委託	一括発注	関係者調整	早期	3		事前調整	業者選定	実施準備期間	共同化開始			
⑧⑩財務会計システム	共同発注	一括発注	更新時期 考慮必要	適宜	3		事前調整	業者選定	実施準備期間	共同化開始			
⑪施設台帳システム	共同発注	一括発注	更新時期 考慮必要	適宜	3	クラウド化 データ構築	事前調整	業者選定	実施準備期間	共同化開始			
⑬資材等の共同化	共同運用	施設共有化	初期投資 更新時期	長期・適宜	3		事前調整	設計	工事	共同化開始			
⑭協力体制の構築	調整	可能性提言	関係者調整	早期	2		事前調整	実施準備期間	共同化開始				

※必要年数については目安であり、今後前後する可能性があります。

### 【今後の具体的な取組とスケジュール】

#### [水道事業者等]

ブロック検討会における検討を継続し、連携でより高い効果が得られる課題を抽出し広域連携に取り組む。

#### [県]

情報提供や先進事例の紹介等により各事業者を支援するほか、希望する事業者同士の広域連携が実現するよう検討の場を設置する。

#### <具体的取組内容>

- ① 宮崎県市町村等水道事業主管課長会議及び圏域別会議において、広域連携に係る検討を継続
- ② 検討グループにおいて検討を行い、具体的取組内容及びスケジュールを作成
- ③ 広域連携の取組事例を県が情報提供するなど、他の水道事業者等への横展開を支援



広域化シミュレーション効果のまとめ

検証項目	中部（13事業）		県北（9事業）		県西（5事業）		共同化方法	効果発生の主な理由と課題	
	判定	効果額 (百万/年)	判定	効果額 (百万/年)	判定	効果額 (百万/年)		理由	課題
①窓口業務	△	185	△	76	△	60	業務所集約	委託費削減	業務所集約による住民サービスのレベル低下に対し配慮が必要
②検針業務	△	35	△	25	△	10	効率化	委託費削減	各市町村等で異なる委託仕様の統一が必要
③保守点検業務	△	2	△	0.9	△	0.7	効率化	委託費削減	各市町村等で異なる委託仕様の統一が必要
④運転監視業務	△	110	△	71	△	38	集約	委託費削減	複数の施設を同時に監視することから、緊急時の連絡体制の構築が必要
⑤水質試験業務	△	19	△	33	△	15	一括発注	委託費削減	各市町村等で異なる委託仕様の統一が必要
⑥警備業務	△	18	△	19	△	13	一括発注	委託費削減	各市町村等で異なる委託仕様の統一が必要
⑦清掃業務	△	1.2	△	0.8	△	0.4	一括発注	委託費削減	各市町村等で異なる委託仕様の統一が必要
⑧⑩財務システム	△	2.7	△	3.6	△	1.2	一括発注	委託費削減	各市町村等で異なるシステムの導入時期の調整が必要
⑨料金システム	-	-	-	-	-	-	一括発注	-	共同化困難 (市町村単位での行政システムを利用しているため)
⑪施設台帳システム	○	15	○	10	○	5	一括発注	委託費削減	導入するシステムの市町村等での統一が必要
⑫設計業務委託	×	-	×	-	×	-	一括発注	-	共同化による効果額は発生しない
⑬資材等の共同化	△	2~3万円/年	×	-	△	0.5万円/年	共同運用	施設数の削減による更新費削減	対象となる資材等の市町村等間での調整が必要
⑭協力体制の構築	-	-	-	-	-	-	可能性提言		

判定の凡例 ○：効果有り △：効果有り（条件付） ×：効果なし -：未実施

※今回のシミュレーションでは、各業務について、一定の検証条件でシミュレーションして、その効果額を算出しています。このため今回のシミュレーションによる効果額がそのまま市町村等の水道業務に反映されるものではありませんが、シミュレーションにより効果があるとされた業務については、基盤強化のための選択肢の1つとして市町村等に提案するものです。

## 第2期みやぎ子ども・子育て応援プランの中間見直しについて

こども政策課

### 1 プランの概要

#### (1) 性格

本プランは、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画として位置づけるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援地域行動計画のほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画、子ども・若者育成支援推進法に基づく子ども・若者計画、新・放課後子ども総合プランに基づく都道府県行動計画も含めて一体的に策定したものの。

#### (2) 期間

令和2年度から令和6年度の5年間

#### (3) 基本理念

「子どもの育ち」と「子育て」をみんなで支え、「子どもの最善の利益」が実現できるみやぎづくり

#### (4) 基本目標

- ①子どもの育ちと子育てをやさしく包む社会づくり
- ②結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり
- ③子育てと仕事の両立の希望が叶う環境づくり

### 2 見直しの理由

本プランは、内閣府が示した基本指針に基づき、市町村が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育に係る量の見込み（需要量）と確保方策（供給量）を積み上げて策定されたものであるが、中間年となる令和4年度を目安として「必要な場合」には見直しを行うこととされており、複数の市町村において見直しが予定されていることから、県のプランについても一部を見直すものである。

併せて、既に最終目標を達成している成果指標の目標値の見直し等を行う。

なお、今回は国の基本指針に沿って一部を見直すものであり、今後施行が予定されているこども家庭庁設置法、こども基本法、改正児童福祉法関係については、次期プラン（令和7年度～令和11年度）に盛り込むこととする。

### 3 プランの構成及び見直しの概要

はじめに

#### 第1章 子どもを取り巻く状況

新型コロナウイルス感染症の影響による婚姻数、出生数の状況を追加する。

#### 第2章 計画の基本的考え方

#### 第3章 計画の推進に向けて

#### 第4章 幼児教育・保育等の提供体制

市町村における幼児教育・保育の需給状況の令和5年、6年度の数値の見直しを行うとともに、市町村計画の積み上げとなる県計画についても見直しを行う。

#### 第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

##### 1 施策の内容

ヤングケアラー、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込む出生や婚姻への対応、保育所等における感染症への対応について新たに追加するとともに、制度改正等による文言の修正を行う。

##### 2 計画の成果指標

既に最終目標を達成している成果指標について上方修正等を行うとともに、新たな個別成果指標を一つ追加する。

### 4 これまでの経緯

令和4年	7月	常任委員会へ報告（中間見直し実施）
	8月	宮崎県子ども・子育て支援会議へ報告（中間見直し実施）
	9月	市町村へ需給状況調査
	11月	宮崎県子ども・子育て支援会議で意見聴取（素案について）

### 5 今後のスケジュール

令和4年	12月	常任委員会へ報告（素案について）
	12月	パブリックコメント実施（～1月上旬）
令和5年	1月	宮崎県子ども・子育て支援会議で意見聴取
	2月	2月定例県議会に議案提出・審議

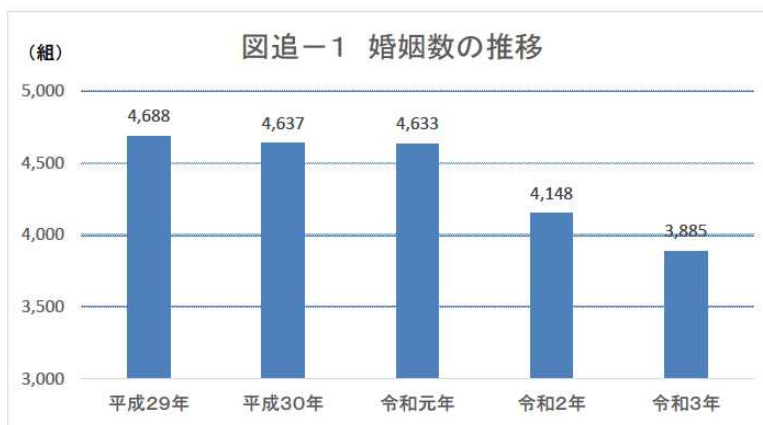
## 現行計画からの主な変更点

- 1 「第1章 子どもを取り巻く状況」に新型コロナウイルス感染症等を踏まえた現状分析について追加する。 素案9・10ページ

### (4) 新型コロナウイルス感染症の影響

#### ア 婚姻数の状況

令和元年はいわゆる「令和婚」により、前年からの落ち込みは見られませんでした。新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減ったことや、将来への不安感などから、令和2年の婚姻数は4,148件と対前年比10.5%減少しました。また、令和3年の婚姻数は3,885件と大きく落ち込んだ令和2年からさらに落ち込んでいます。

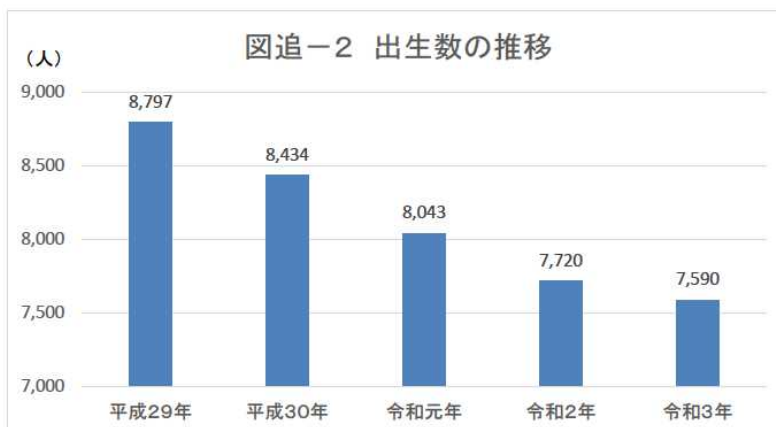


#### イ 出生数の状況

令和2年の出生数は7,720人(対前年比4.0%減)、令和3年の出生数は7,590人(対前年比1.7%減)で過去最低となりました。

妊娠から出産までの期間を踏まえると、令和2年12月頃から新型コロナウイルス感染症の影響が出始めているものと考えられますが、令和3年はここ数年と比較して落ち込みは緩やかでありました。

しかしながら、令和2年以降の婚姻数が大きく減少していることから、令和4年以降の出生数は大きく落ち込む可能性があります。



2 「第4章 幼児教育・保育等の提供体制」中の幼児教育・保育に係る需給状況について市町村計画の見直しに応じて変更する。 **素案32ページ**

(現行計画)

**市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況 (宮崎県合計)**

(単位：人)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み (需要量)			確保方策 (供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④ (A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤ (C+D)	教育保育 施設 C	企業主導型 保育施設の 地域枠 D		
R5	5,164	7,890	2,726	19,773	2,084	17,689	21,759	21,683	76	1,986	4,712
R6	5,046	7,882	2,836	19,319	2,043	17,276	21,712	21,636	76	2,393	5,229

年度	3号認定 (0歳児)					3号認定 (1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+ ⑦+⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+ ⑧+⑪	II-I ③+⑥+ ⑨+⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策 (供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策 (供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧ (E+F)	教育保育 施設 E	企業主導型 保育施設の 地域枠 F			⑪ (G+H)	教育保育 施設 G	企業主導型 保育施設の 地域枠 H				
R5	3,107	4,031	3,999	32	924	11,830	12,699	12,625	74	869	39,874	46,379	6,505
R6	3,030	4,036	4,004	32	1,006	11,556	12,689	12,615	74	1,133	38,951	46,319	7,368

(見直し後)

**市町村子ども・子育て支援事業計画における幼児教育・保育の需給状況 (宮崎県合計)**

(単位：人)

年度	1号認定			2号認定							1号+2号 ③+⑥
	量の見込み (需要量) ①	確保方策 (供給量) ②	③ (②-①)	量の見込み (需要量)			確保方策 (供給量)			⑥ (⑤-④)	
				④ (A+B)	教育ニーズ A	保育ニーズ B	⑤ (C+D)	教育保育 施設 C	企業主導型 保育施設の 地域枠 D		
R5	5,936	8,281	2,345	18,977	1,605	17,372	20,765	20,694	71	1,788	4,133
R6	5,774	8,237	2,463	18,503	1,575	16,928	20,789	20,718	71	2,286	4,749

年度	3号認定 (0歳児)					3号認定 (1・2歳児)					需要量 (総数) I ①+④+ ⑦+⑩	供給量 (総数) II ②+⑤+ ⑧+⑪	II-I ③+⑥+ ⑨+⑫
	量の見込み (需要量) ⑦	確保方策 (供給量)			⑨ (⑧-⑦)	量の見込み (需要量) ⑩	確保方策 (供給量)			⑫ (⑪-⑩)			
		⑧ (E+F)	教育保育 施設 E	企業主導型 保育施設の 地域枠 F			⑪ (G+H)	教育保育 施設 G	企業主導型 保育施設の 地域枠 H				
R5	2,844	3,902	3,797	105	1,058	11,386	12,678	12,594	84	1,292	39,143	45,626	6,483
R6	2,777	3,893	3,788	105	1,116	11,102	12,669	12,585	84	1,567	38,156	45,588	7,432

- ※ 1号認定・・・満3歳以上で教育を希望する子ども
- ※ 2号認定・・・満3歳以上で「保育が必要な事由」に該当し、教育・保育を希望する子ども
- ※ 3号認定・・・満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する子ども
- ※ 量の見込み (需要量)・・・幼稚園、保育所、認定こども園等の施設を利用する子どもの見込み数
- ※ 確保方策 (供給量)・・・幼稚園、保育所、認定こども園等の施設の利用定員の見込み数

3 「第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進」に以下の文言を追記する。

**基本目標 1**

子どもの育ちと子育てを優しく包む社会づくり

(4) 子どもの人権擁護と人権教育の推進

① 子どもの権利擁護

**素案60ページ**

- ヤングケアラー及びその家族を地域で支えるため、福祉や介護、医療、教育等の多様な主体が共通認識と連携を図りながら、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える体制づくりを推進します。(福祉保健部、教育委員会)

**基本目標 2**

結婚前からのライフステージの展開に切れ目なく対応した支援体制づくり

(6) 安心して結婚、妊娠、出産ができる環境の整備

① 若者に対する将来をイメージするきっかけづくりや、経済的安定の確保に対する支援

**素案65ページ**

- 少子化の進行には、就業状況や結婚・出産、子育てに対する経済的負担感など、様々な要因が地域ごとに複雑に絡み合っていることから、県と市町村が連携して、地域ごとの課題を明確化し、これに応じた取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進します。(福祉保健部)

② 活気を生み出す出会いや交流の場の創出

**素案66ページ**

- 企業や団体、行政が一体となって結婚を応援する体制構築の検討を行うとともに、SNSを活用するなど若い世代の結婚への気運醸成を図ります。(福祉保健部)

(8) 子どもの健康づくりの推進

② 子どもの健康の保持増進

**素案70ページ**

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応として、子どもが健やかに成長できる環境に配慮しながら、幼稚園、保育所、認定こども園等の各施設や学校及びその保護者に対し、感染防止対策の周知を図ります。また、各施設に対して感染防止対策に係る支援や社会的機能を維持するための助言・要請等を行います。(福祉保健部、教育委員会)

4 計画の成果指標の修正・追加 **素案85～89ページ**

① 総合成果指標については、全2項目のうち1項目を見直す。

総合成果指標	現行計画 R6目標値	見直し後 R6目標値	(R3年度実績)
平均理想子ども数と平均予定子ども数の差	0.20人	0.18人	0.18人

② 個別成果指標については、全41項目のうち6項目について見直すほか、新たに1項目を追加し、42項目とする。

個別成果指標	現行計画 R6目標値	見直し後 R6目標値	(R3年度実績)
未来みやざき子育て県民運動推進協議会参加団体数	420団体	480団体	447団体
自立援助ホームの設置か所数	3か所	5か所	4か所
「宮崎県こどもエコチャレンジ施設」認定件数	260施設	225施設	209施設
3歳児健康診査受診率	96.4%	97.0%	96.9%(R2)
育児休業取得率 ----- 男性	13.0%	25.0%	16.6%
子育てに関する不安感や負担感を感じている県民の割合	50.0%	30.0%	30.3%
<b>追加</b> 安心して子どもを生むことができ、子育てを楽しいと感 じられる県だと思ふ人の割合	—	82.0%	75.8%